

四日市市告示第174号

四日市市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱（平成15年四日市市告示第245号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 訪問介護等 法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護若しくは <u>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の成立に伴い改正される前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）</u> のサービスをいう。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(認定証の有効期間)</p> <p>第6条 認定証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日(当該月の途中に本市の被保険者資格を取得したものにあっては当該被保険者資格を取得した日)から翌年(当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつてはその年)の7月31日までとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 訪問介護等 法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護のサービスをいう。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(認定証の有効期限)</p> <p>第6条 認定証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の6月30日までとする。ただし、4月分から6月分の利用者負担額に係る軽減につき4月1日から6月30日までに申請のあったものは、当該年度の6月30日までとする。</p>

2 前項に規定する認定証の有効期間

において、対象者が第3条に規定する要件を欠くこととなったとき、又は本市の被保険者資格を喪失したときは、前項の規定にかかわらず、当該要件を欠くこととなった日又は当該被保険者資格を喪失した日をもって認定証が失効したものとする。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

様

四日市市長

印

訪問介護等利用者負担額減額決定通知書
(障害者施策におけるホームヘルプサービス利用者の利用者負担額軽減措置)

先に申請のありました、訪問介護等利用者負担額減額については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日		年 月 日	
決 定 事 項	承認する	適用年月日	年 月 日
		有効期限	年 月 日
		公費負担者番号	
		公費受給者番号	
承認しない	(理由)		

- この通知について不服があるときは、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができます。
- この通知について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、四日市市(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長)を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

第3号様式(第5条関係)

(表面)

訪問介護利用者負担額減額認定証 (法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置)									
交付年月日									
負担者番号									
受給者番号									
受給者	住所								
	フリカ`ナ								
	氏名								
	生年月日							性別	
介護保険被保険者番号									
適用年月日									
有効期限									
減額内容(給付率)									
発行機関名及び印		四 日 市 市 印							

○ 証の大きさ

縦 128ミリ

横 91ミリ

(裏面)

<p>注 意 事 項</p> <p>一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提出してください。</p> <p>二 対象となるサービスは、訪問介護、介護予防訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)です。</p> <p>三 前記のサービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。</p> <p>四 被保険者の資格がなくなったり、減額の認定の条件に該当しなくなったり、減額の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>五 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内にこの証を添えて、市にその旨を届け出てください。</p> <p>六 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>
--

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)